

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第783号 平成26年8月8日

## 血縁か法の安定か（2）

父子の法的関係をめぐる今回の最高裁判決に対して、子どもは現在、血のつながった男性と同居していて良好な成育環境にある以上、その事を重視すべきであり、その方が子どもの幸せにつながるのではないかと考える人がいても、不思議ではありません。

夫婦の形も大きく変化して来ており、離婚も今や珍しい事ではなくなっているのに、明治時代の民法の規定に何時まで縛られるのか、と考える人もいると思います。

ただ、生活実態に配慮するとしても、DNA鑑定の結果だけで父親を変える事が可能になれば、法的安定性が崩れ、かえって子どもの権利を損なう恐れもあるのではないのでしょうか。

なお、現在、「無戸籍」者の存在が大きな社会問題となっています。これは、例えば夫の暴力から逃れるために別居中の妻が別の男性と生活を始め、子どもをもうけた場合に、夫との離婚が成立していない間は、出生届を出せば嫡出推定で夫の子になってしまう事から、これを避けるために出生届を出さないというものです。

こうした「無戸籍」者の発生を防ぐためには、民法の改正を含めた法的整備が急務といえますが、そうした「無戸籍」者を生み出している背景と、今回最高裁で争われた事案とは本質的に違うもので、これらを同列で扱って議論する事は適当ではないと思います。

元妻は判決を受け「子は終生、血縁のない元夫との父子関係が強制される。現在の社会に即した子の利益・福祉の実現を願う」とのコメントを代理人を通じて出しています（7月18日付北海道新聞から）。妻側が被害者のような感じになっていますが、皮肉な物言いをすれば、不倫を法的に容認すべきといっているようにも聞こえます。

北海道のケースでは、元夫は自分とは血縁がない事を承知の上で、自分の子として育てようと決意し、実際、1年2カ月間、父子として生活した実績があります。その事実を、元妻は父子関係の不存在によって抹消したいと考えたのかも知れませんが、元妻はもとより子の人生においても、元夫と子との間に父子として暮らした日々があるという事実を消し去る事は出来ません。

また、血縁が無くても愛情に満ちた父子は沢山存在します。こうした中で、DN

A至上主義は、父子の間に芽生える「血のつながりを超えた愛情」をないがしろにするものだと思います。更にいえば、DNA鑑定を法的な安定より優先する事が、果たして子どもの利益を守る事につながるといえるのかも疑問です。

金築誠志裁判官は「血縁上の父と生活しているのに、法律上の父が別にいるのは自然といえるだろうか（7月18日付読売新聞から）」と疑問を呈しています。勿論、誰が考えても不自然だと思いますし、生活実態が法律の想定を超えてしまっているという事だと思います。

夫婦関係の破綻には様々な理由があると思いますが、どのような場合であれ、それによって大きな影響を被るのは子ども達です。今回の事案も、一番の被害者は子どもに外なりません。

金築裁判官が指摘するように、血縁関係にある父親と法律上の父親が同時に存在する不自然な状況は子どもの成育にも悪影響を及ぼしかねませんが、こうした事態を招いたのは、母親はじめ子どもを取り巻く大人達の責任であり、その事を自覚した上で、子どもと向き合い、しっかりと対応していく他ありません。

山浦善樹裁判官は、子どもが成長後に父子関係を争う訴訟もあり得るとの考えを提起していますが、現状を見れば、そうした事も現実味を帯びて来そうです。

いずれにせよ、子ども達の将来の幸せを、大人達の勝手な都合や理屈で奪って良いはずありません。将来、子どもに対して胸を張って説明出来ないような事はすべきではないし、やるならそれ相応の覚悟を持つべきだと、改めて思います。

（塾頭：吉田 洋一）